業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、連合会が発行する当該電子署名に係る電子証明書又は連合会が提供する情報に基づき発行された当該電子署名に係る電子証明書（法務大臣が指定するものに限る。）により当該電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明することができるものに限る。）を行わなければならない。

3　［略］

（領収証）

第二十九条　［略］

2　前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及び保存をすることができる。

3　第一項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載し、又は記録しなければならない。

（事件簿）

第三十条　［略］

2　事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなければならない。

（会計帳簿）

第三十七条の二　［略］

2　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成及び保存をしなければならない。

［3～9　略］

第六章　懲戒

（権限の委任等）

第三十七条の七　次に掲げる法務大臣の権限は、法務局又は地方法務局の長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第四十九条第一項の規定による通知の受理

二　法第四十九条第二項の規定による調査

三　法第五十条第一項の規定による通告

四　法第六十条の規定による報告の受理

第三十七条の八　法務大臣は、法第四十九条第三項の規定による聴聞を行おうとするときは、第四十二条第一項の規定による調査を行つた法務局又は地方法務局の長の意見を聴くものとする。

2　法務大臣は、必要があると認めるときは、法第四十九条第三項の規定による聴聞の権限を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

（懲戒処分の通知）

第三十八条　法務大臣は、法第四十七条第一号若しくは第二号又は第四十八条第一項第一号若しくは第二号の処分をしたときはその旨を当該司法書士又は司法書士法人の所属する司法書士会に、法第四十七条第三号又は第四十八条第一項第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び当該司法書士又は司法書士法人の所属する司法書士会に通知する。

3　［同上］

（領収証）

第二十九条　［同上］

［項を加える。］

2　前項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載しなければならない。

（事件簿）

第三十条　［同上］

2　事件簿は、その閉鎖後五年間保存しなければならない。

（会計帳簿）

第三十七条の二　［同上］

2　会計帳簿は、書面又は電磁的記録（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第三十七条の四において同じ。）をもつて作成及び保存をしなければならない。

［3～9　同上］

第六章　［同上］

［条を加える。］

（懲戒処分の通知）

第三十八条　法務局又は地方法務局の長は、法第四十七条第一号若しくは第二号又は第四十八条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは第二号の処分をしたときはその旨を当該司法書士又は司法書士法人の所属する司法書士会に、法第四十七条第三号又は第四十八条第一項第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び当該司法書士又は司法書士法人の所属する司法書士会に通知しなければならない。